

月刊ナレッジ情報

平成24年9月号(vol.4)

大谷公認会計士事務所

〒600-8439

京都市下京区室町通五条上る

シゲトシビル4階

TEL075-361-7514 FAX075-361-7528

URL:www.pronet-kyoto.com/ohtani_web

経営者の為の法人税・消費税改正の重要ポイント

今回は、法人に対する税制改正で多くの企業に影響が出るであろう項目をピックアップして、改正の概略を簡潔にまとめてみました。

● 法人税

(1) 法人税率の引き下げと復興特別法人税

①適用開始⇒平成24年4月1日以降に開始する事業年度から適用

②改正の概要

(イ) 法人税率の引き下げ

	改正前		改正後	
		所得 800 万円以下		所得 800 万円以下
普通法人	30%		25.5%	
中小法人等※1	30%	22% (18%)	25.5%	19% (15%)
公益法人等	22%	(18%)	19%	(15%)

上記括弧書き内は、措置法による減額税率となり、こちらの税率を実際の適用税率となる。

※1 中小法人には、一般社団法人等及び人格のない社団等が含まれる

⇒ この結果、地方税も含めた実効税率が5ポイント引き下がる。

(ロ) 復興特別法人税

上記の法人税率から算出した法人税額（基準法人税額）に、10%を乗じた税額を平成27年までの3年度内に徴収される。

Ex. 中小法人で課税所得金額が1千万円の場合

① $800 \text{万円} \times 15\% = 120 \text{万円}$

② $1 \text{千万円} - 800 \text{万円} = 200 \text{万円}$

$200 \text{万円} \times 25.5\% = 51 \text{万円}$

③ $120 \text{万円} + 51 \text{万円} = 171 \text{万円}$ (法人税)

④ $171 \text{万円} \times 10\% = 17.1 \text{万円}$ (復興特別法人税)

⑤ ③ + ④ = 188.1万円 (納付税額)

(2) 欠損金の繰越控除制度

(イ) 控除限度額の制限

①適用開始⇒平成24年4月1日以降に開始する事業年度から適用

②改正の概要⇒事業年度終了の時ににおいて、以下のいずれかに該当しない法人は、欠損金の控除限度額が控除前の所得金額の80%とされた。⇒所得金額の20%は少なくとも課税される事になります。

(裏面に続く)

- イ. 普通法人のうち、**資本金又は出資金が1億円以下のもの**
(資本金等が5億円以上の法人等によって完全に支配されている場合等を除く)
- ロ. 公益法人等または協同組合
- ハ. 人格のない社団等

(ロ) 欠損金繰越期間の延長

①適用開始⇒平成20年4月1日以降に終了する事業年度に生じた欠損金から適用

②改正の概要

(イ) 改正前⇒欠損金の繰越期間 7年間

(ロ) 改正後⇒欠損金の繰越期間 9年間

この改正に伴い、平成20年4月1日以降に終了する事業年度に欠損金が生じた時は、帳簿の保存期間も同様に**9年間保存**しなければならない事になりました。

● 消費 税

免税事業者の判定

①適用開始⇒平成25年1月1日以降開始する年分(個人)又は事業年度(法人)から適用

②改正の概要

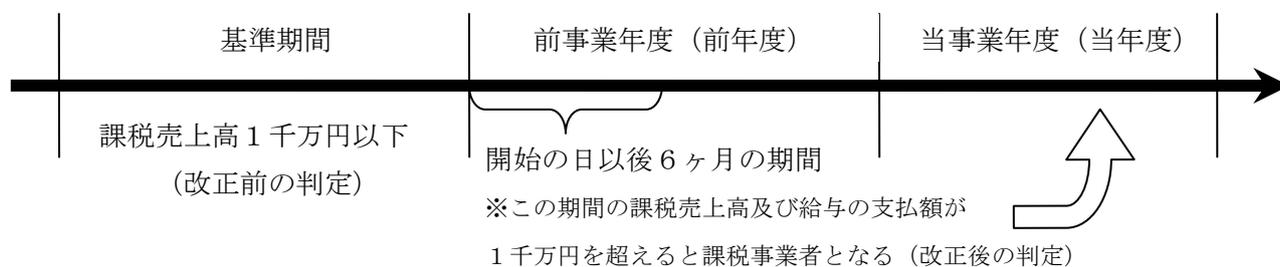
(イ) 改正前⇒基準期間(前々年又は前々事業年度)の課税売上高が1千万円以下である場合には免税事業者となり消費税を納める義務がない(免税事業者)。

(ロ) 改正後⇒改正前の判定により免税事業者とされたとしても、次の期間(特定期間)の課税売上高及び所得税法に規定する給与等の支払額(未払のものを除く)がそれぞれ1千万円を超える場合には、免税事業者の適用を受けることができない。

個人⇒その前年1月1日から6月30日までの期間

法人⇒その事業年度の前事業年度(7ヶ月以下の場合を除く)

開始の日から6ヶ月までの期間。



その他、課税期間の課税売上高が5億円を超える場合には、95%ルール(全額の仕入れ税額控除)が適用できなくなり、必ず個別対応方式又は一括比例配分方式を選択する事になります。

(適用開始⇒平成24年4月1日以降開始する課税期間から適用)